

令和7年度(令和8年4月提出分)の報告書より 改訂した取扱業務等の区分を使用してください。

様式第8号(第1面)

有料職業紹介事業報告書
無料職業紹介事業報告書

〈常用・臨時・日雇の区分〉

常用：4ヶ月以上の期間を定めて雇用されるもの
又は期間の定めなく雇用される者
臨時：1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者
日雇：1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者

1 許可番号 36 -ム- ○○○○○○

2 事業所の名称及び所在地
(名称) 株式会社徳島労働局徳島支店
(所在地) 徳島県徳島市徳島町城内6-6

2 欄
徳島県 から記載してください
変更があった場合は、別途変更届出を提出してください

3 紹介予定派遣 実績の有無 無

4 活動状況 (国内)

4 欄③、5 欄⑦
【常用就職件数】 報告対象期間1年間の就職件数
- 【無期雇用】 期間の定めのない雇用契約による就職件数
- 【それ以外】 4ヶ月以上の有期雇用契約の就職件数

項目	① 求人				② 求職		③ 就職			
	有効求人人数	求人人数			有効求職者数	新規求職申込件数	常用就職件数		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用求人人数	臨時求人延数	日雇求人延数			無期雇用	それ以外		
009 情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発)	22人	30人	183人日	0人日	30人	100件	4件	2件	61人日	0人日
038 会計事務の職業	6人	5人	0人日	0人日	30人	60件	1件	0件	0人日	0人日
e 配せん人	7人	0人	0人日	80人日	15人	43件	0件	0件	0人日	21人日
計	35人	35人	183人日	80人日	75人	203件	5件	2件	0人日	21人日

4 欄①・②、5 欄⑤・⑥
【有効求人人数/有効求職者数】
3月末時点における有効求人/有効求職者数を記載
【求人人数】 報告対象期間1年間の求人人数

4 欄①③
対象期間中の求人募集人数(累計)の件数
延数は右記参照

延数 = 雇用期間(実働日数ではない)
雇用期間 × 人数 で算出します。
例：4月1日～4月16日の雇用期間であれば16日間となり、5人の求人があった場合は16 × 5 = 80人日となります。

項目	④ 離職	
	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	
取扱業務等の区分	離職	不明
009 情報処理・通	1人	0人
038 会計事務の職業	0人	0人
e 配せん人	0人	0人
計	1人	0人

4 欄④、5 欄⑧
今回報告するのは、
R6年4月1日～R7年3月31日
に就職した無期雇用就職者のうち6カ月以内に**離職(解雇を除く)した者の数**
※就職後6カ月後の状況を確認してから報告するので、報告は1年遅れです。
※昨年度の無期雇用に件数がない場合、0人です。
【離職】 解雇以外で離職した人数
【不明】 解雇以外で離職したが離職状況が不明な人数

4 欄⑥
【新規求職申込件数】 報告対象期間中に新たに求職申込みのあった件数(延数)
※一人の求職者について希望業務(区分)が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高いものの1つに計上
※求職申込件数(累計) 同一の方から複数回申込があった場合はそれぞれ計上

5 活動状況 (国外) (相手国別・総計)

項目	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職	
		有効求人人数	求人人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介	ベトナム VNM	1人	4人	1人	3件	1件	0件
計						1件	0件

5 欄【相手国】有料・無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(様式第6号)により、国外の地域を定めるときに実績がある場合に、当該届出に記載された相手先国名称を記載してください。
※取扱職種の範囲等(相手国、取次機関等)に変更があった場合は、別途変更届出を提出してください。

項目	相手国	⑧ 離職	
		無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	
取扱業務等の区分		離職	不明
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介	ベトナム VNM	0人	0人
計		0人	0人

職業紹介の実績がない場合は、欄外に「**実績なし**」と記載をしてください

第2面へ続く/入力案内も参照してください

〈取扱業務等の区分〉 ※業務区分の詳細については別紙の「取扱業務等の区分」についてを参照

4 活動状況(国内)、5 活動状況(国外)は中分類ごとに記載。
但し、【a 家政婦(夫)、b マネキン、c 調理士、d 芸能家、e 配せん人、f モデル、g 医師(歯科医師、獣医師、薬剤師は除く)、h 保育士、i 特定技能の在留資格に係る職業紹介】については、中分類によらず、それぞれに記載。

※「i 特定技能の在留資格に係る職業紹介」とは、特定技能の在留資格者、他の在留資格から特定技能の在留資格を取得した者及び特定技能の在留資格により就労を希望している者に係る職業紹介。

6 収入状況(国内・国外)

取扱 業務等の区分	求人者(上限制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)		求人者(届出制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料	
	常用	臨時	日雇	件	千円	常用	臨時	日雇	千円	千円
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

記 載 不 要

取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)		
	常用	臨時	日雇
芸能家 モデル	千円	千円	千円
科学技術者	千円	千円	千円
経営管理者	千円	千円	千円
熟練技能者	千円	千円	千円
計	千円	千円	千円

7欄：紹介責任者を含んだ人数⇒最低1人以上(3月末時点)
 当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人につき、1人以上の職業紹介責任者を選任する必要があります。

7 職業紹介の業務に従事する者の数

3	人
---	---

8 返戻金制度

無	(有の場合、その概要)
---	-------------

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
令和7年5月9日 9:00~16:00	2名	外部講師を招いてキャリアカウンセリング研修を実施
令和7年10月14日 13:00~16:00	2名	職業紹介責任者が講師となり、求人受付時の注意点についてブリーフィング
令和7年12月17日 9:00~16:00	2名	〇〇協会が実施する職業紹介従事者向け講習会へ参加

無料の場合：1の全文を抹消

- 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 8年 4月 日

厚生労働大臣 殿

◎ 氏名又は名称

個人の場合・・・事業主の氏名
 法人の場合・・・会社名・代表者氏名
 ※印鑑については、**押印不要**

9欄
 職業紹介責任者が統括管理する業務(※1)に従事する者(※2)に対し、職業紹介の適正な運営に資する研修・教育を受けさせた場合にその日時、人数及び内容を記載してください。(外部研修も含みます。)

※1 **統括管理業務**
 a 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関する事
 b 求人者の情報(職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報の管理に関する事(指針第4参照)
 c 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他職業紹介事業の業務の運営及び改善に関する事
 d 職業安定機関との連絡調整に関する事

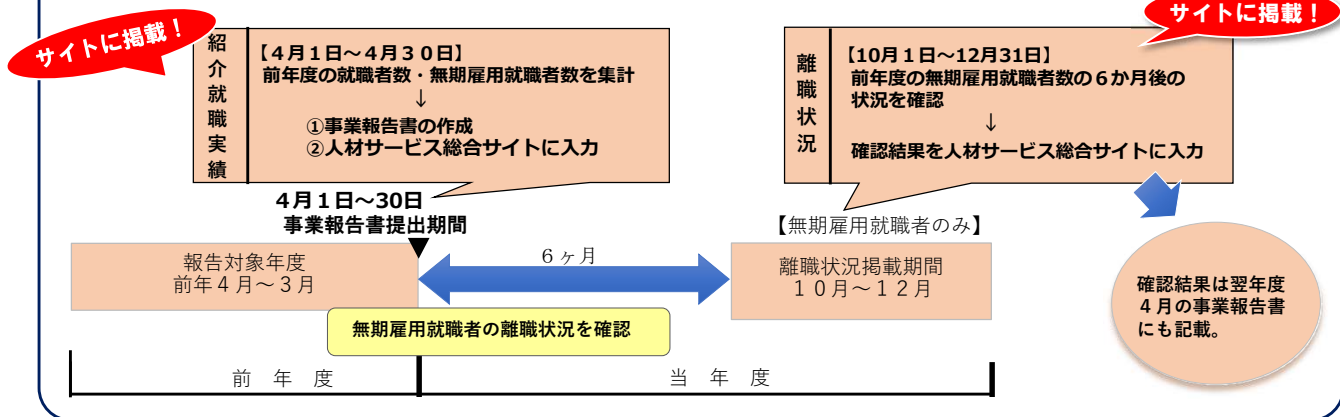
※2 従業員数に**職業紹介責任者は含まれません。**

職業紹介事業報告の提出の締切は、**毎年4月30日**です。

さらに、職業紹介事業報告書の内容は
人材サービス総合サイト **に掲載を!**

- 職業紹介事業報告書により報告を行った内容については、人材サービス総合サイト(https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/)でも広く情報提供しなければなりません。ユーザーID、PW等がわからない場合は、問い合わせください。
- 紹介就職実績の掲載は事業報告と同時期、離職状況の掲載は10月~12月(事業報告は翌年4月)の掲載は事業開始または内容変更後速やかに行ってください。
- 違約金規約を設けている場合については、事業報告書の提出後速やかに掲載してください。

~職業紹介実績を事業報告し、人材サービス総合サイトに掲載するまでの流れ~



「取扱業務等の区分」について

以下の取扱業務等については、中分類ではなく、それぞれの記号・名称に区分し報告してください。

a 家政婦(夫) b マネキン c 調理士 d 芸能家 e 配せん人 f モデル g 医師 h 保育士
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介

それ以外については、厚生労働省編職業分類（令和4年改定）の**中分類**に区分し報告してください。

大分類	中分類	大分類	中分類	
01 管理的職業	001 法人・団体の役員	09 サービスの職業	052 家庭生活支援サービスの職業 (a家政婦(夫)を除く)	
	002 法人・団体の管理職員		053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業	
	003 その他の管理的職業		054 浴場・クリーニングの職業	
02 研究・技術の職業	004 研究者		055 飲食物調理の職業 (c調理師を除く)	
	005 農林水産技術者		056 接客・給仕の職業 (e配せん人を除く)	
	006 開発技術者		057 居住施設・ビル等の管理の職業	
	007 製造技術者		058 その他のサービスの職業	
	008 建築・土木・測量技術者		10 警備・保安の職業	059 警備員
	009 情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発)	060 自衛官		
	010 情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発を除く)	061 司法警察職員		
	011 その他の技術の職業	062 看守、消防員		
	03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業	012 法務の職業	063 その他の保安の職業	
013 経営・金融・保険の専門的職業		11 農林漁業の職業	064 農業の職業(養畜・動物飼育・植木・造園を含む)	
014 宗教家			065 林業の職業	
015 著述家、記者、編集者			066 漁業の職業	
016 美術家、写真家、映像撮影者			12 製造・修理・塗装・製図等の職業	067 生産設備オペレーター(金属製品)
017 デザイナー				068 生産設備オペレーター(食料品等)
018 音楽家、舞台芸術家				069 生産設備オペレーター(金属製品・食料品等を除く)
019 図書館司書、学芸員、カウンセラー(医療・福祉施設を除く)		070 機械組立設備オペレーター		
020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業		071 製品製造・加工処理工(金属製品)		
04 医療・看護・保健の職業		021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 (g医師を除く)	072 製品製造・加工処理工(食料品等)	
	022 保健師、助産師	073 製品製造・加工処理工(金属製品・食料品等を除く)		
	023 看護師、准看護師	074 機械組立工		
	024 医療技術者	075 機械整備・修理工		
	025 栄養士、管理栄養士	076 製品検査工(金属製品)		
	026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師	077 製品検査工(食料品等)		
	027 その他の医療・看護・保健の専門的職業	078 製品検査工(金属製品・食料品等を除く)		
	028 保健医療関係助手	079 機械検査工		
05 保育・教育の職業	029 保育士、幼稚園教員 (h保育士を除く)	080 生産関連の職業(塗装・製図を含む)		
	030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	081 生産類似の職業		
	031 学校等教員	13 配送・輸送・機械運 転の職業	082 配送・集荷の職業	
	032 習い事指導等教育関連の職業		083 貨物自動車運転の職業	
06 事務的職業	033 総務・人事・企画事務の職業		084 バス運転の職業	
	034 一般事務・秘書・受付の職業		085 乗用車運転の職業	
	035 その他の総務等事務の職業		086 その他の自動車運転の職業	
	036 電話・インターネットによる応接事務の職業		087 鉄道・船舶・航空機運転の職業	
	037 医療・介護事務の職業		088 その他の輸送の職業	
	038 会計事務の職業		089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業	
	039 生産関連事務の職業		14 建設・土木・電気工 事の職業	090 建設躯体工事の職業
	040 営業・販売関連事務の職業	091 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)		
	041 外勤事務の職業	092 土木の職業		
	042 運輸・郵便事務の職業	093 探採の職業		
043 コンピュータ等事務用機器操作の職業	094 電気・通信工事の職業			
07 販売・営業の職業	044 小売店・卸売店店長	15 運搬・清掃・包装・選 別等の職業	095 荷役・運搬作業員	
	045 販売員 (bマネキンを除く)		096 清掃・洗浄作業員	
	046 商品仕入・再生資源卸売の職業		097 包装作業員	
	047 販売類似の職業		098 選別・ピッキング作業員	
	048 営業の職業		099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	
08 福祉・介護の職業	049 福祉・介護の専門的職業			
	050 施設介護の職業			
	051 訪問介護の職業			

有料は注意

a	家政婦(夫)	d	芸能家	g	医師
b	マネキン	e	配せん人	h	保育士
c	調理師	f	モデル	i	特定技能の在留資格に係る職業紹介

- ◆ ハローワークインターネットサービスに各分類の説明があります。
どこに分類するか分からない場合には、こちらの説明をご参照ください。

ハローワークインターネットサービス トップページ>職業分類に関するご案内

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_info.html

- ◆ 令和5年度分(令和6年4月提出分)の報告書から、上記改訂後の職業分類を使用することとなっています。
なお、公共職業安定所等では、令和5年3月20日から改定後の職業分類番号に変換されています。